

横浜知財みらい企業の基本的な考え方

※申請される企業様は必ず一読願います。

横浜市では、平成 17 年度に横浜型知的財産戦略推進計画を策定、平成 19 年度より横浜価値組企業評価・認定事業（以下「価値組事業」という。）を開始し、横浜市内の中小企業における知的財産戦略の推進を支援している。

横浜知財みらい企業支援事業（以下「新事業」という。）は、価値組事業をリニューアルした新制度で、以下の点を特徴としている。なお、「横浜知財みらい企業」とは、知的財産活動を通じて経営基盤を強化し、未来に向けて成長を志向する企業をいう。

① 知的財産を切り口に中小企業の経営基盤強化を目的とするものであること。

価値組事業も知的財産のみに着目するのではなく、企業全体の評価に取り組むものであったが、新事業でも知的財産活動の推進そのものを目的化するのではなく、「中小企業の経営基盤が強化されること」に主眼を置き、知的財産活動を経営基盤の強化に有効に機能させることを目指すものとする。

② 事業計画の推進に貢献する知的財産活動を支援するものであること。

価値組事業は、知的財産活動への取組み状況、企業の経営状態に関する評価項目について診断を行い、各々の評価項目における評点を積上げて総合評価を行うものであった。これに対して新事業では、知的財産活動がどのように機能して経営基盤の強化に貢献するのか、基本となる考え方のモデルを提示し、このモデルに対する進捗度から知的財産活動の定着状況を評価し、定着状況に応じた支援施策を講じることで、より政策支援の効果を高めようとするものである。なお、ここでの知的財産活動が経営基盤の強化に貢献するモデルには、特許庁の平成 21 年度地域中小企業知財経営基盤定着支援事業報告書で、知的財産経営の定着を考えるフレームワークとして提示されたモデル（以下「定着モデル」という。）の考え方を採用する。

③ 企業の評価・格付けではなく、事業に貢献する知的財産活動の定着状況（達成度）を、主として内部評価のための指数として示すものであること。

価値組事業は、各々の評価項目における評点を積上げた総合評価から企業の格付けを行い、金融機関等の外部からの評価に格付けが利用されることを想定するものであった。これに対して新事業では、中小企業が知的財産活動に取り組む際の進捗状況の内部評価に活用できるように、知的財産活動が経営基盤の強化に貢献するモデルに対す

る達成度（＝事業に貢献する知的財産活動の定着状況）を指数化して提供するものとする。

④ 評価結果を用いて、知的財産活動の定着状況に応じた支援メニューを提供するものであること。

新事業は、事業に貢献する知的財産活動の定着状況进行评估するものなので、市の提供する支援メニューをこの定着状況に対応させることによって、より効果的な知的財産活動の支援を図るものとする。また、新事業では事業計画に着目した評価を行うため、事業計画の実現のために必要になる知的財産活動以外の活動への支援が必要になる場合、たとえば、事業計画書の作成段階の支援が必要と評価された場合は事業計画の作成支援メニューを提供するなど、知的財産活動の支援メニュー以外の他の中小企業支援施策とも積極的に連携を図るものとする。

新事業において対象として取扱う「知的財産」について確認しておく、知的財産基本法には「知的財産」が次のように定義されている。発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報（同法第2条第1項）

新事業は、知的財産活動に取り組むことによって、中小企業が知的財産を切り口にして経営基盤を強化することを支援するものであるが、ここでは「知的財産活動」を「知的財産制度を利用して競争力を強化する企業活動」と定義するものとする。具体的には、産業財産権の出願から権利化までの手続、知的財産権のライセンスや侵害対応、ノウハウなどの情報管理、発明等のアイデアの創出を促進する報奨制度の運用といった、一般に企業において行われている知的財産関連の業務を意味するものである。

一方、新事業の基本的な考え方となる「定着モデル」は、技術開発やデザイン開発などの創作活動を促進し、その成果を特許権や意匠権などの産業財産権の取得、あるいは営業秘密として保護することによって、企業の競争力を高めていくことをイメージしている。そのため、知的財産基本法における知的財産に該当するものの中でも、創作と同時に権利（著作権）が発生し、産業財産権とは法制度が大きく異なる著作物には、「定着モデル」の考え方が適用しにくい。また、産業財産権の一つである商標権についても、商標権によって保護される商標自体は創作物ではないため、商標権の取得のみをもって知的財産活動と捉えて「定着モデル」を適用することは困難である。

以上より、新事業の対象となる中小企業は、原則として、

- 創作的な活動を通じて、独自の製品やサービスを提供する企業であること
 - 自社が提供する製品やサービスを差異化する要素が、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の対象となり得るものであること
- を要件とするものとする。

そのため、新事業の対象になる企業は、価値組事業と同様に製造業が中心になることが予想されるが、サービス業等への適用を排除するものではない。たとえば、独自のサービスを提供するためのノウハウをマニュアル化し、営業秘密として管理するとともに、顧客に知られているサービス名等について商標権を取得して他社との差異化を図る、といったケースであれば、知的財産制度を利用してその強みとなるノウハウやブランド力（サービス名の顧客吸引力等）を強化していることになるので、新事業の対象になり得るものとする。

なお、後掲の「4. 評価項目毎のガイドライン」は、主として製造業に属する企業が、特許権や意匠権を取得する、技術情報（原材料の内訳と配合比率、製造工程における特殊なノウハウ等）を営業秘密として管理する、といった知的財産活動を行うケースを想定して作成しているが、サービス業の場合も強みとなるノウハウやブランド力が何であるかを意識しながら、どのポイントに該当するかを個別具体的に検討するものとする。

【参考】‘定着モデル’の考え方

（平成 21 年度地域中小企業知財経営基盤定着支援事業報告書より）



